

令和 7 年 6 月 犬 山 市 議 会 定 例 議 会 会 議 録

第 6 号 6 月 12 日（木曜日）

◎議事日程 第 6 号 令和 7 年 6 月 12 日 午前 10 時開議

- 第 1 第 40 号議案から第 43 号議案まで
及び第 45 号議案から第 49 号議案まで
並びに諮問第 1 号
及び報告第 1 号から報告第 6 号まで
(議案質疑・委員会付託)

- 第 1 類 第 40 号議案から第 43 号議案まで
及び第 45 号議案から第 47 号議案まで
並びに諮問第 1 号
第 2 類 第 48 号議案及び第 49 号議案
並びに報告第 1 号から報告第 6 号まで

◎本日の会議に付した案件

- 日程第 1 第 40 号議案から第 43 号議案まで
及び第 45 号議案から第 49 号議案まで
並びに諮問第 1 号
及び報告第 1 号から報告第 6 号まで

◎出席議員（17 名）

1 番	丸 山 幸 治 君	11 番	岡 覚 君
2 番	ヒ・アンキ 恵 子 君	12 番	岡 村 千 里 君
3 番	増 田 修 治 君	13 番	鈴 木 伸 太 郎 君
4 番	光 清 毅 君	14 番	沼 靖 子 君
5 番	小 川 隆 広 君	15 番	久 世 高 裕 君
7 番	諏 訪 毅 君	16 番	柴 山 一 生 君
8 番	小 川 清 美 君	17 番	柴 田 浩 行 君
9 番	畑 竜 介 君	18 番	大 沢 秀 教 君
10 番	玉 置 幸 哉 君		

◎欠席議員（1 名）

6 番 島 田 亜 紀 君

◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	長谷川 敦 君	議 事 課 長	大 鹿 真 君
統 括 主 査	神 林 亜 弥 君	主 査	石 黒 絵 美 君

◎説明のため出席した者の職・氏名

市 長	原 欣 伸 君	副 市 長	永 井 恵 三 君
教 育 長	滝 誠 君	経 営 部 長	井 出 修 平 君
市民部長兼防災監	舟 橋 正 人 君	健康福祉部長	前 田 敦 君
子ども・子育て監	兼 松 光 春 君	都市整備部長	武 内 雅 洋 君
都市整備部次長	野 本 敬 弘 君	経済環境部長	小 池 信 和 君
教 育 部 長	中 村 達 司 君	消 防 長	大 澤 満 君
企画広報課長	古 田 隆 行 君	経営改善課長	川 村 和 哉 君
総 務 課 長	藤 村 崇 司 君	情報政策課長	上 原 敬 正 君
市 民 課 長	富 田 圭 一 君	福 祉 課 長	山 本 直 美 君
保険年金課長	舟 橋 きよみ 君	子育て支援課長	高 橋 正 直 君
子育て支援課主幹	中 村 美 和 君	子ども未来課長	上 原 眞由美 君
子ども未来課主幹	伊 藤 真 弓 君	子ども未来課主幹	神 林 宏 之 君
都市計画課長	高 木 誠 太 君	都市計画課主幹	一 柳 佳 誉 君
整 備 課 長	高 橋 秀 成 君	土木管理課長	吉 田 昌 義 君
水 道 課 長	梅 村 幸 男 君	下 水道 課 長	竹 本 昭 彦 君
環 境 課 長	疇 地 利 哉 君	産 業 課 長	山 崎 直 人 君
学校教育課長	西 村 岳 之 君	学校教育課主幹	鈴 木 早 智 君
スポーツ交流課長	坂 野 隆 幸 君	消防次長兼消防署長	安 藤 和 重 君
消防総務課長	村 山 弘 泰 君		

午前10時00分 開議

◎議長（大沢秀教君） ただいまの出席議員は、17名であります。

通告による欠席、6番 島田亜紀議員です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程に従いまして、会議を進めます。

日程第1 第40号議案から第43号議案まで及び第45号議案から第49号議案まで

並びに諮問第1号及び報告第1号から報告第6号まで

◎議長（大沢秀教君） 日程第1、第40号議案から第43号議案まで、及び第45号議案から第49号議案まで、並びに諮問第1号及び報告第1号から報告第6号までを議題といたします。

お諮りいたします。第40号議案から第43号議案まで、及び第45号議案から第49号議案まで、並びに諮問第1号及び報告第1号から報告第6号までを一括議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認め、さよう決しました。

これより議案質疑に入りますが、審議の都合上、配付いたしました議事日程に記載のとおり、これを２つに分類し、質疑を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認め、さよう決しました。

最初に、第１類、第40号議案から第43号議案まで、及び第45号議案から第47号議案まで、並びに諮問第１号に対する質疑を行います。

通告順に発言を許可します。

最初に、２番 ビアンキ恵子議員。

◎２番（ビアンキ恵子君） おはようございます。２番、ビアンキ恵子です。第43号議案、工事請負契約の締結について（羽黒中央公園多目的スポーツ広場人工芝張替工事（完全週休２日制））、全員協議会資料10ページから13ページです。

これは２月の定例議会最終日の民生文教委員会審査結果報告書における第19号議案に対する意見集約の中で、こうありました。「使用料への改定を検討すること、合わせて身の丈に合った多目的グラウンドとしての施設環境を精査すること」とありましたが、これについて検討されたかお聞きします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） おはようございます。ただいまのご質疑にお答えいたします。

まず、多目的スポーツ広場の使用料につきましては、工事が完了し、供用開始をする、本年12月に合わせて料金の見直しができるよう検討を進めているところです。

使用料を改正し、その一部を指定管理者からの施設協力金として、スポーツ振興基金に積み立てていくことで、将来の人工芝の張替え等の改修の財源として確保していきたいと考えています。

また、多目的グラウンドの施設環境については、人工芝の仕様として、多くの市民に利用していただくための温度抑制効果や衝撃吸収性、耐久性などの機能性を担保しつつ、必要以上に高機能な人工芝とならないように、人工芝の材質や密度、厚みなどについて適切な使用条件といたしています。

◎議長（大沢秀教君） ビアンキ議員。

◎２番（ビアンキ恵子君） 再質疑します。

今回、全面張替えということなんですけど、これは全面張替えが必要なかどうか、お聞きします。

◎議長（大沢秀教君） 再質疑に対する答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） 再質疑にお答えいたします。

今回、部分張替えについては検討いたしましたが、既設コート全体の人工芝が摩耗し、短くなっており、緩衝材のゴムチップが露出している状況ですので、全面張替えが必要な時期にきています。

また、仮に、特に傷みが激しいゴール付近などの部分的な張替えを行った場合、補修した箇所と、既設の人工芝に段差が生じるため、使用者の安全を確保するためには、全面張替えが必要だという判断であります。

◎議長（大沢秀教君） ビアンキ恵子議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、5番 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） 私からは、第45号議案、調停の申立てについてから1点、質疑をさせていただきます。

全員協議会資料の16ページ、議案書のほうは4ページになります。

この中で、今回、公園のほうへ木が倒れてきてということで、調停事項になっているということなのですが、再三の修繕依頼をしてきたということで、これについては議案書のほうで理解をいたしました。

ですので、議案書のほうを確認していましたら、令和4年7月10日に樹木が市道側に倒れた事故といった記載があったので、どのようなものであったのか、調停事項ですので答えられる範囲もあるかとは思いますが、お伺いをしたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

武内都市整備部長。

◎都市整備部長（武内雅洋君） それでは、質疑にお答えをします。

今回議案に上程しました事故の発生の約1か月前である令和4年7月10日曜日の午後に、相手方敷地にある樹木が、敷地北側の市道である羽黒東257号線側に倒れるという事故が発生しました。

土木管理課が緊急通報を受け、職員が現地確認し、対応を行いました。

倒木が道路を完全にふさぎ、通行に支障を来している状況でしたので、道路内にある倒木を車が通行できる状態まで切断して、路肩である相手方の土地によける復旧を行いました。

その後、7月12日の火曜日に、相手方へ復旧のため、よけた倒木の撤去と、樹木の適正管理について依頼を行っています。

以上が7月10日の事故となります。

◎議長（大沢秀教君） 5番 小川隆広議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、1番 丸山幸治議員。

◎1番（丸山幸治君） 第45号議案、調停の申立てについて、2点、質疑させていただきます。

全員協議会資料は16ページであります。

令和4年8月から公園のフェンス、照明等が壊れたままということでございまして、一日も早く公園を使う子どもたちのためにも早期解決をしていただきたいというお話であります。3年間話し合って平行線という状況の中で、今回、訴訟ではなく民事調停とした理由についてお尋ねいたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

武内都市整備部長。

◎都市整備部長（武内雅洋君） それでは、質疑にお答えをします。

民事調停とは、民事に関する紛争について、裁判所の調停員が当事者同士で話し合いを仲介

し、紛争解決を目指す手続です。裁判所において、継続的に話し合うことで、申立人の言い分、相手方の言い分をそれぞれ聴取し、公平な第三者が和解案を模索をします。

まずは訴訟のように、強制的な解決を求めるのではなく、当事者同士の合意による解決を図ることができる民事調停を行うこととしました。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 丸山議員。

◎1番（丸山幸治君） ありがとうございます。

2点目です。その調停が不調になった場合、今後どうしていくかのお考えをお尋ねいたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

武内都市整備部長。

◎都市整備部長（武内雅洋君） それでは、質疑にお答えをします。

当市は、申立人土地の樹木が倒木の危険があることを以前から指摘をしており、倒木の可能性があるにもかかわらず、相手方は適正な措置をしなかったことに管理責任があると考えています。

そのため、申立人である当市は、相手方に損壊箇所の修繕を求めますので、その主張が認められない解決案であれば、調停は不成立となり、訴訟に進むこととなります。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 1番 丸山幸治議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、11番 岡 覚議員。

◎11番（岡 覚君） 第43号議案について、質疑をさせていただきます。

先ほどビアンキ議員からも、質疑がありましたが、一部重複いたしますけれども、4点、発言通告をしてありますので、1項目ずつお願いしたいと思います。

全員協議会資料の10ページの中に、既設人工芝撤去、既設アンダーパッド撤去というふうにあります。これは、環境に大きな負荷がかかるのではないかという思いで、質疑をするんですが、それぞれ何トン、何立米になるのか、処分方法はこれは不燃物として埋め立てるしかないのかなというふうに思っていますが、そういうふうな解釈でいいのでしょうか。

そして、全体の契約金額の中で、この2つの撤去作業というのは、金額的には何%ぐらいなのかお示しをいただきたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） ただいまのご質疑にお答えします。

撤去する既存の人工芝の処分量につきましては、重量は384トンとなり、体積は施設全面9,600平米の撤去をすることから、人工芝の厚みを約40ミリとして計算しますと、約384立米となります。

既設のアンダーパッドについては、約20トンで、約110立米と想定しています。

処分方法についてですが、人工芝は緩衝材のゴムチップと砂が一体の構造となっており、分離することが困難であることから、産業廃棄物として埋立処分をしております。またア

ンダーパッドについては、廃プラスチック単体の産業廃棄物となることから、サーマルリサイクルをしていく想定をしています。

次に、工事に係る処分費の割合については、全体工事費の約7.6%となります。

◎議長（大沢秀教君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 分かりました。

2点目です。今回の財源としては、市税のほか、施設協力金の一部が充てられるのではないかと思います。施設協力金は、この10年間でどれくらいの金額になっているのか。

その中で今回は、この施設協力金を全て投入するのかその一部なのか、それについてお示しをいただきたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） ただいまのご質疑にお答えします。

施設協力金につきましては、指定管理を実施している平成28年度から令和6年度までの実績で、総額2,215万3,119円となります。

施設協力金はスポーツ振興基金に全額積み立てておりますので、今回の人工芝張替工事の財源として活用をしております。

◎議長（大沢秀教君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 全部なのか、その一部なのかということも聞いたんですが。

◎議長（大沢秀教君） 中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） 失礼いたしました。端数のことはありますけども、全額充てていく、そういう考えでいます。

◎議長（大沢秀教君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 分かりました。

3点目、今回の全面張替え以外の方法等について検討したのかどうかですね。そして、10年目にこの工事をやるというふうを選択した、その理由についてもお聞かせいただきたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） ご質疑にお答えします。

先ほどのピアネ議員への答弁と重複しますが、全面張替え以外の方法は、いわゆる部分補修についてですけども、サッカーコート全体で人工芝が劣化しており、傷みが特に著しい箇所のみを張り替えた場合は、新設した人工芝と段差ができることで、安全性の確保ができないことから、全面張替えが必要であります。

また、供用開始12年目の現時点においては、人工芝はコート全体で摩耗により短くなっており、亀裂等が発生している箇所も多数あることから、利用者の安全を確保するため、張替工事を行う必要があると判断いたしました。

◎議長（大沢秀教君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 分かりました。

4点です。先ほどのピアシ議員への答弁と重複する部分がありますが、私の発言通告もちょっと言葉足らずでありました。次回に向けて代替方法も検討しながら準備をすべきだというふうな趣旨なんです、先ほど使用料を改定するというピアシ議員の答弁がありましたけれども、使用料は指定管理者のほうに入るわけですので、犬山市側に次回への工事への積立金的なものをつくらないと、2階建ての使用料と言ったらいいのか、それは犬山市側に積み立てられる使用料という形にしないとまずいんじゃないかと思いましたが、その辺りをもう少し丁寧に説明いただきたいのと、それから、前議会での民生文教委員会の附帯決議のもう一つの中では、先ほども人工芝についての中身ももう少し精査していきたいという内容があったんですけども、人工芝を次回も、その人工芝の種類をもう少し選択をしていくという、そういうようなふうな受け止めたんですけども、そういったことを次回に向けての代替の方法と言いますか、選択肢としてどの辺りを考えているのかお願いしたいと思っています。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） ただいまのご質疑にお答えをします。

まず、施設協力金として積み立てていきますというようなお話は先ほどさせていただきました。これと別で、何らかの形で市側にもそういったものというようなご質疑ですけども、ここはこれからの調整になってくるというところで、検討材料としては持っていますけども、まだ今の段階で、これですというようなお答えはできかねる状況にあります。これからしっかりと検討してまいります。

また、次回の人工芝を検討していくというように、いろんな選択肢が当然、今回もそうだったんですけども、あると思います。例えば、全然その人工芝じゃない方法だとか、そういったものもあろうかと思いますが、それはその都度、やっぱり最新の状況をしっかりと我々も研究しながら、そのときに適切な料金価格のものや、適切なその仕様のものを判断してまいりたいと思っておりますので、しっかりと検討してまいりますというお答えになります。よろしくお願いします。

◎議長（大沢秀教君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） ありがとうございます。

私は受益者負担金ですとか、受益者負担率という言葉は実はあまり好きじゃないんですけども、どうしてもこの言葉で考えなくちゃいけない事態かなというふうに思っていますが、やはりこの人工芝の張替えというのは多額な金額が、一部の市民全体から見れば、使用者によって発生するという形になりますので、そうした面では受益者負担金的な費用を頂かざるを得ないだろうと思っていますし、受益者負担率ということを考えると、この10年目の張替えというのは、率からすると非常に低い金額だというふうに思いますので、だから受益者負担率をどの程度まで設定しながら、次の10年に備えるかというのは私は大事なポイントだというふうに思っていますので、この辺については何か今、平均でこれくらいの受益者負担率だから、それくらいを目指そうとか、そんな考えはあるのかどうか質疑をします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） 再質疑にお答えします。

現在、受益者負担率をこれぐらいのパーセンテージにしようという明確な指針は持っていません。これからの協議になってきます。

ただ、ここの人工芝多目的広場は大変人気がありまして、いろんなところで使っていただいています。その中には市内の方や市外の方もおみえになります。そういったところのバランスだとかもしっかりと鑑みながら、これからその料金の設定を考えていって、今ご指摘のありました負担金、負担率も定めてまいりたいと考えています。

◎議長（大沢秀教君） 11番 岡 覚議員の通告による質疑は終わりました。

以上で、通告による質疑は終わりました。

続いて、第1類について、他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 質疑なしと認めます。

よって、第1類、第40号議案から第43号議案まで、及び第45号議案から第47号議案まで、並びに諮問第1号に対する質疑を終わります。

続いて、第2類、第48号議案及び第49号議案、並びに報告第1号から報告第6号までに対する質疑を行います。

通告順に発言を許可します。

最初に、5番 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） 5番、小川隆広です。私からは、第48号議案から2点、質疑をさせていただきますと思います。

まず、1点目です。全員協議会資料の24ページ、議案書の10ページ、11ページになります。

歳出の2款1項9目、こちらのほうで広報紙の紙面レイアウト、校正用のソフトウェア、これは使用料になると思うんですけど、内示書にイラストレーターの記載がありました。26万7,000円計上されているんですが、このイラストレーター、このソフトウェアをどのようにお使いになるのか、考えておみえになるのかということ、まずお伺いしたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

今回導入予定のイラストレーターは、文字や画像を組み合わせでデザインなどを行うアドビ社製の製品で、雑誌やポスター、パンフレットを作成することに適したソフトウェアです。このソフトウェアを広報紙の制作を担当している職員が使用しているノートパソコン4台のほか、動画編集など、広報広聴全般で使用しているパソコン1台へのインストールを予定しています。

令和7年10月号から市広報紙をリニューアルするに当たり、イラストレーターを使用して、市職員が紙面のデザインを行うほか、広報紙の制作以外にも、チラシや冊子の作成などにも活用を予定しています。

◎議長（大沢秀教君） 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） ありがとうございます。再質疑のほうをお願いいたします。

今、広報紙の紙面レイアウト構成、これに使うというようなことでご答弁があったと思うんですけど、これリニューアルした後、広報を作るのに手順がどのように変わっていくのか、それによって職員の負担ですね、それに伴う負担がどうなっていくのかということについて、再質疑で伺いたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） 再質疑にお答えします。

現在、広報紙は、その月を担当する職員1名が、各課から提出されたワードファイルの原稿を文章の量などに合わせて紙面に割りつけを行っており、そのデータを基に印刷業者が最終的な紙面デザインや体裁を整えています。

今回、イラストレーターを導入することで、担当職員がデザインした原稿を印刷業者に提出し、そのまま紙面に反映することができるようになるため、広報の制作に係る作業着手から発行までの期間の短縮が期待できます。

また、現在は発行の都度、電話や対面で行っている印刷業者とのデザインや体裁に関する確認などのやり取りも少なくなるため、担当職員の負担は軽減するものと考えます。

イラストレーターは市役所のパソコンに標準的にインストールされているソフトではないため、操作方法の習得には一定の期間を要するとは思いますが、これまで1人で行っていた作業を、複数の職員が分担できるようになる、そういった作業方法を変更するようにすることで、従来、特定の職員に集中していた広報制作作業の負荷が複数、大幅に分散して軽減できるものと考えています。

◎議長（大沢秀教君） 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） ありがとうございます。再々質疑をお願いしたいと思います。

今、その広報の作り方ということで教えていただいたんですが、これまでと大分異なってくるのかなというふうに思っています。パソコン5台で分業できるということで、1人に偏らないということなんですけど、イラストレーターということで、クリエイティブな部分の作業も出てくるかなということで、異なった作業ということで、ちょっと負担について心配しています。

また、今回、複数人でやるよっていう方々にも、それぞれ現状の作業もあるかと思うので、本当に負担にならないのか、改めて再々質疑をしたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） 再々質疑にお答えします。

リニューアル後の紙面デザインは、昨年度実施しましたデザインコンペで最優秀提案者となった事業者にも業務委託を行い、表紙をはじめ行政のお知らせ記事を掲載するコーナーなど、主なコーナーのデザイン制作を完了させています。

担当職員が広報紙の各ページのデザインをゼロから作成するわけではなく、基本的には決められたフォーマットの中でレイアウトや細部デザインを行うことを想定しており、一定の

工夫は必要とはなりますが、特別な創造性や独創性が必要となる業務が発生するものではないと考えています。

また、各課からの原稿の締切りから印刷業者への最初原稿提出、その後、業者からの紙面の状態でデザインされたデータを基にした校正など、一連の広報制作作業が担当する4名全ての職員が作業に当たることというのは、今も同じような状態です。

新しいことを始めるということで、慣れるまでは多少負荷がかかるということは考えられますが、軌道に乗れば、先に説明しましたとおり、複数で作業を分担することが可能となり、印刷業者にデータを出すまでの期間も余裕が生まれることから、特定の時期、職員に集中していた業務負担の解消が期待でき、負担は減っていくものと考えます。

◎議長（大沢秀教君） 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） ありがとうございました。

それでは、次の質疑に移りたいと思います。

全員協議会資料の26と31ページ、議案書の12、13ページになります。同じく第48号議案からですが、歳出の4款2項1目、こちらのほう、希少種保護ということで、自然環境保護というものになります。犬山市内の企業にウシモツゴの里親として、飼育をしてもらうということなんですが、環境が悪化したよということで記載があるんですけど、そもそもの生息地と、今回放流する池も安全ということだと思うんですけど、水質もしくは環境、これらに何か違いがあるのかなということで、その点についてまず伺いたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

小池経済環境部長。

◎経済環境部長（小池信和君） ご質疑にお答えいたします。

これから放流する池の水質や環境が健全かどうかというご趣旨で質問をいただいていると認識しておりますが、今回放流する池は、事前調査しまして、まず外来魚によって、ウシモツゴの生育環境が脅かされることがない環境であることをまず確認しております。

また、放流する池ですが、周囲の山林等から流れてくる自然の水が溜まったものでございまして、簡易的な水質調査の実施、あと、現地はウシモツゴの餌になりそうな水草や藻ですね、そういったものの繁茂を確認しておりまして、ウシモツゴの生息に問題がないことを確認しております。

また、企業敷地内に池があることから、盗掘の脅威や人為的な水質の悪化から、ウシモツゴを保護することができると考えております。

そもそもの生息地自体につきましては、水質調査等を行っておりませんが、専門家の方の意見などをお聞きした中で、やはり今、外来魚がまだ依然としているとか、ここで生息地に戻すということはできないということで、判断をしております。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） ありがとうございました。再質疑をお願いしたいと思います。

今、外来種の話が出てきたので、何となく想像はつくんですけど、これ全員協議会資料の31ページのほう、これ野生復帰を目指してのことだと思うんですけど、なかなか難しいのか

なと思うんですが、野生復帰の見込みはあるのかどうかということだけお伺いしたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

小池経済環境部長。

◎経済環境部長（小池信和君） 小川議員の再質疑にお答えいたします。

野生復帰のためには、まず先ほど申し上げた、何と言っても外来魚の駆除ですね、そういったことなど、ウシモツゴが生息できる環境を整える必要がございます。現状では残念ながら野生復帰のめどは立っていないという状況でございますが、今回のこうした少しずつの取組を契機としまして、将来的な野生復帰に向けては、生息させる場所の環境調査や整備など、やることは様々ございますが、できることから1つずつ慎重に進めてまいります。

◎議長（大沢秀教君） 5番 小川隆広議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、4番 光清 毅議員。

◎4番（光清 毅君） 4番、光清毅です。私からは、第48号議案、令和7年度犬山市一般会計補正予算（第2号）について1件質疑をさせていただきます。

全員協議会資料の29、30ページ、議案書の16、17ページになりますが、9款3項2目教育振興費で、地域スポーツクラブ活動試行実施委託料が計上されております。今回は軟式野球、サッカー、剣道の地域クラブが対象になっておりますが、この地域クラブ活動の委託先とその内容は、どうなっているか質疑いたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） ただいまのご質疑にお答えします。

委託先としましては、軟式野球については、新たに立ち上がる地域クラブ犬山JHBCに、サッカーについては、犬山サッカー協会、剣道については犬山剣道連盟の予定です。

この地域スポーツクラブ活動体制整備事業における地域クラブ活動への移行に向けた実証内容としましては、コーディネーターの配置による関係団体、市区町村との連絡調整や体制整備、スポーツ協会、競技団体、大学、企業等の関係団体や分野との連携強化、市町村を越えた面的、広域的な取組、学校施設の効果的な活用や管理方法など、全国で既に様々な取組事例があります。

犬山市では、そうした取組事例も参考にしながら、委託した団体には、地域クラブのマネジメント方法や、子どもたちの達成感を得る機会の模索、ほかの地域資源との連携など、先進的な取組を実施していただき、今後広がっていく地域クラブに対して、この実証実験で得た知見、情報を提供してまいりたいと考えています。

◎議長（大沢秀教君） 光清議員。

◎4番（光清 毅君） ありがとうございます。今回の委託料につきましては、県の委託金で充当されるということですが、これ試行期間が終わった場合、この費用の一部は、保護者に負担をしてもらうという考えでいいのか、再質疑いたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） 再質疑にお答えします。

この実証事業における地域クラブ活動は、原則、国費だけではなく、一定の割合の受益者負担や、行政、関係団体の自主財源からの支出、企業等からの寄附などとの組合せにより、持続的に活動することを前提とした仕組みを構築し、検証することとなっています。

この実証事業に参加している団体であっても、保護者負担は発生するものであり、その後、地域クラブとして活動を継続していくためには、一定の負担は必要と考えています。

◎議長（大沢秀教君） 4番 光清 穀議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、10番 玉置幸哉議員。

◎10番（玉置幸哉君） 10番、玉置幸哉です。私のほうからは、第48号議案から1件、報告第4号から1件、それぞれ質疑したいと思いますので、よろしくお願いします。

令和7年度犬山市一般会計補正予算（第2号）、今も光清議員のほうから質疑がありました同じ案件です。地域スポーツクラブの活動体制整備事業であります。3点、お尋ねをしますが、一括してお聞きますので、お願いします。

まず、この県委託金についての詳細な説明をもう少しいただきたいのが1点目、2点目、今も軟式野球、サッカー、剣道と3つの団体にというところが、この委託先になっているということがありましたけども、現在も様々活動しているクラブがあると思うんですが、そこが手を挙げた場合には使えるのか使えないのか。

また3点目、これはスポーツの関係が委託金だというふうに思いますが、それ以外の例えば文化の関係、例えば吹奏楽とか、そういった関係についての支援はあるのかないのか。

3点、まずお聞きます。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） ただいまのご質疑にお答えします。

まず、詳細な説明をということですが、歳入で計上しました地域スポーツクラブ活動体制整備事業県委託金は、大本はスポーツ庁の事業であり、スポーツ庁から見ると、犬山市は再々委託先となります。

国における事業の趣旨は、地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備に向け、各都道府県、市区町村の地域スポーツの推進体制などの下で、コーディネーターの配置を含む運営団体、実施団体等の体制整備、指導者の確保、参加費用負担への支援等に関する実証事業を実施し、事業成果の普及に努めるとともに、全国的な取組を推進することとなっています。

2点目の現在活動しているクラブには使えないのかであります。この活動試行実施委託は、クラブの活動を支援するための補助金ではなく、部活動地域移行の実証事業として実施するものであり、犬山市としましては、これまでの運動部活動や休日合同クラブでの活動に携わっている指導員や、教職員が関わる団体で、令和7年4月時点で、令和7年9月から地域クラブとして受入れが可能だとした団体に委託するもののため、現在の部活動と関わらずに、活動しているクラブチームなどは想定していません。

3点目のスポーツ以外にはこのような支援はということですが、国の取組としまし

ては、同じように、文化庁が文化部活動改革として、部活動の地域移行に向けた実証事業等を実施しており、犬山市においては、令和7年度当初予算にも、地域文化部活動推進事業費県委託金を60万4,000円計上し、吹奏楽の指導者派遣に活用をしています。

◎議長（大沢秀教君） 玉置議員。

◎10番（玉置幸哉君） ありがとうございます。理解します。

続きまして、報告第4号、令和6年度犬山市下水道事業会計予算繰越計算書について1点お尋ねをしたいと思います。

報告第4号の資料をお願いしたいと思います。

予算計上としては2億500万円ということで、建設改良費、五ヶ村雨水幹線の整備事業でありますけども、資料の中でちょっとこれ説明というところの欄に、この五ヶ村雨水のところの説明で、地元調整のためというふうに記されています。

この工事の中で、この地元調整というところの説明が少し分かりにくかったものですから、ご説明をいただきたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

武内都市整備部長。

◎都市整備部長（武内雅洋君） それでは、質疑にお答えをします。

こちらは工事範囲に隣接した建物から既存の排水路に接続されている排水管が多数確認され、その機能復旧方法について、建物所有者と調整した結果、新設する排水路に新たに開口を設け、排水管を接続する必要が生じました。

そのため、排水路設計の見直しに伴う製品の加工に不測の期間を要し、年度内に工事を完了することができなくなったため、繰越しを行ったものです。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 10番 玉置幸哉議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、3番 増田修治議員。

◎3番（増田修治君） 3番の増田修治です。私からは、第48号議案より2点お伺いさせていただきます。

第48号議案、令和7年度犬山市一般会計補正予算（第2号）で、まず、歳出7款4項3目、全員協議会資料の26ページ、議案の15ページになります。

民間木造住宅耐震化補助金の申請件数増加見込みによる補助金の増額についてですけど、まず1点目です。今回6月ということで、早い段階で補正を組まれておりますが、当初からこういった件数の増加というのは見込むことができなかったのか質疑いたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

武内都市整備部長。

◎都市整備部長（武内雅洋君） それでは、質疑にお答えをします。

まず、こちらについては、耐震改修についての補助金となりますが、増額理由の前に簡単に経緯のほうをご説明をします。

令和6年度は能登半島地震の影響で、住宅の耐震化に関する市民の意識が高まったため、99件の耐震の診断を行いました。

一方、耐震改修については、令和6年度実績としまして、14件という結果でした。令和7年度の当初予算については、予算編成の段階で、次年度予定の相談案件は例年と比較してそれほど多くなかったことから、例年並みの10件分を計上したものです。

しかし、令和7年度がスタートしましたら、昨年度の診断結果に基づく改修計画の申請が予想より多く、既に10件の交付決定を行いました。そのため、今後を見越して5件分の補正予算増額を行うものです。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） 答弁ありがとうございます。よく分かりました。

それでは、2点目です。今回、先ほど見込み件数はおっしゃっていただきましたけども、また、再補正という可能性もあるのかなと思ったんで、こういった足りない場合、その場合どうするのか質疑いたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

武内都市整備部長。

◎都市整備部長（武内雅洋君） それでは、質疑にお答えをします。

先ほどご説明したとおり、既に当初予算分の10件を交付決定しており、さらに3件の相談を受けている状況です。そのため、今回は5件分の増額補正をお願いしますが、今後さらに相談件数が増加していく状況になれば、再度、増額補正をお願いすることも想定をしております。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） ありがとうございます。

それでは、続きまして2点目です。4款2項1目希少種保護についてということで、全員協議会資料の31ページをご参照いただければと思います。

今回、講演会を行うということで、これが広く市民に向けたものなのか、もしくは里親やその関係諸団体等に向けたシンポジウムのようなものを想定しているのか、質疑いたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

小池経済環境部長。

◎経済環境部長（小池信和君） ご質疑にお答えいたします。

こちらは市民の皆さんに、ウシモツゴや希少種保護、生物多様性の重要性を知っていただくよい機会と捉えておりまして、講演会は市民を対象として募集させていただいて開催するものでございます。

広報犬山7月号で、あとLINEなんかも使って広く周知し、募集をさせていただく予定でございます。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 3番 増田修治議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、9番 畑 竜介議員。

◎9番（畑 竜介君） 9番、畑 竜介です。私からも第48号議案、令和7年度犬山市一般会

計補正予算（第2号）から2件、伺いたいと思います。

まず、1件目です。歳出の2款1項12目、議案書10ページ、11ページ、全員協議会資料の24ページ、それと、同じ項目なんですが、3款3項1目、議案書12、13ページ、全員協議会資料25ページです。

こちらに記載がありますガバメントクラウドの使用料について、お伺いしたいと思います。

1点目として、このガバメントクラウド使用料ということですが、このシステムの内容について、まずはお伺いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

ガバメントクラウドは、国や地方自治体が利用するシステムのためのIT共通基盤で、デジタル庁が導入を進めています。

例えば、現在全国の地方自治体で導入を進めている標準準拠システムは、システムベンダーによってこのガバメントクラウド上に構築されます。ガバメントクラウドとして採用されるクラウドサービスは、厳格なセキュリティ基準を満たしている必要があります。現在日本で認定されているサービスは、アマゾンウェブサービス、グーグルクラウド、マイクロソフトアジュール、オラクルクラウドインフラストラクチャーの4社のみで、本市が利用することになる標準準拠システムは全てアマゾンウェブサービスで構築されます。

◎議長（大沢秀教君） 畑議員。

◎9番（畑 竜介君） ありがとうございます。このガバメントクラウドの使用料についてですけども、昨年度は国の負担で、今年度からは自治体負担というようなことになっていたというふうに思いますけれども、当初予算ではなく補正予算となった理由、またこの時期になった理由についてお答え願います。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

ガバメントクラウド使用料につきましては、今議員おっしゃったとおり、令和6年度分については国の負担で支払われ、令和7年度以降については各自治体の負担となっており、当市においても、当初予算において計上しています。

当初予算計上時には、ガバメントクラウド使用料の支払い方法が確定しておらず、またシステムベンダー経由での支払いも検討されていた経緯もあることから、システム所管課ごとに予算計上することとし、情報政策課と福祉課、生活保護のシステムを持っている福祉課で、最小限の必要額を予算計上しました。

その後、令和7年3月17日付の通知で、デジタル庁がクラウドサービスプロバイダと一括契約を締結し、使用料はデジタル庁から自治体へ一括請求されることとなったことから、情報政策課から支払うガバメントクラウド使用料が増額となり、予算不足が見込まれるため、今補正予算において増額補正したものです。

一方、福祉課で予算計上していた生活保護システム用のガバメントクラウド使用料につき

ましては、個別に支払う必要がなくなりましたので、減額補正を行うものです。

◎議長（大沢秀教君） 畑議員。

◎9番（畑 竜介君） ありがとうございます。続いて、2件目です。歳出2款1項1目、議案書10ページ、11ページ、全員協議会資料24ページです。

子ども・子育て支援金制度の開始に伴うシステム改修費というふうに記載がありますが、こちら国民健康保険特別会計に記載のある子ども・子育て支援金制度に係る金額の算定、賦課、収納を行うためのシステム改修経費という、同じような項目もありますが、こちらとの違いは何かということ、また同じような内容のシステム改修ではありますけれども、この保険年金課は100%補助となっていますが、総務課の計上にはしています242万円については、国の補助はないのか伺います。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

子ども・子育て支援金制度は、こども家庭庁が進めるこども未来戦略による育児時短就業給付金、妊婦支援給付金、児童手当の拡充などに充て、全ての子ども・子育て世帯を切れ目なく支えるため、全ての世帯が支援するものです。

支援金は税金としてではなく、令和8年4月より医療保険者が保険料と合わせて徴収し、子ども・子育て支援納付金として国に納付します。一般会計に計上している人事給与総合システムは、職員の人事管理、給与計算等を行っており、犬山市が事業主として、医療保険者である愛知縣市町村職員共済組合へ保険料を納付するために、市で働く職員の給与計算を行うシステムです。地方自治体以外の民間事業者も含めた事業主がそれぞれで給与計算を行っており、給与計算に係るシステムについて必要があれば、各事業主において改修を行うため、それに対する補助制度はございません。

一方、国民健康保険特別会計に計上している国民健康保険システムは、犬山市が医療保険者として国民健康保険加入者の資格の管理や保険税を賦課するためのシステムです。

国民健康保険のシステム改修に関する国庫補助金は、子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に必要な経費が対象となり、補助率は基本10分の10で、国の予算の範囲内となっています。以上です。

◎議長（大沢秀教君） 9番 畑 竜介議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、14番 沼 靖子議員。

◎14番（沼 靖子君） 14番、沼 靖子です。私からも第48号議案、令和7年度犬山市一般会計補正予算（第2号）より、地域スポーツクラブ活動体制整備事業県委託金、全員協議会資料29から30ページ、議案書16ページから17ページについて質疑させていただきます。

まず、1点目でございます。

現在3種目が挙げられておりますが、ほかの部活動の種目についてはどのように対応される予定でしょうか。また、今後種目を追加される予定はありますでしょうか。先ほどの玉置議員と重複する部分があるかと思いますが、よろしく伺います。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） ただいまのご質疑にお答えします。

地域スポーツクラブ活動試行実施委託につきましては、事業計画が認められた令和7年4月時点で、軟式野球、剣道、サッカーでの地域クラブ移行の体制が整いつつあったため、この種目での実証を進めていくこととしました。

そのため、本年度は実証事業の費目として、他の費目の追加の予定はございませんので、よろしくお願いします。

◎議長（大沢秀教君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） ありがとうございます。

では、2点目です。この実証実験ということで、実証実験を経た後、最終的にどのような状態を目指していますかということと、あと、また部活動の地域移行の実現に向けて前進するというふうに記載されておりますが、この実証実験を踏まえてどのように地域に反映していくのか質疑いたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） ただいまのご質疑にお答えします。

まず、この実証事業の3種目では、地域クラブのマネジメント方法や子どもたちの達成感を得る機会の模索、ほかの地域資源との連携など、先進的な取組を実施していただき、それを指導者の集まる情報交換の場や種目ごとの団体との個別の打合せの場で、実証事業で得られた情報を共有し、それぞれの地域クラブで持続可能な活動が展開できるように支援してまいります。

また、他の種目につきましては、ここの実証事業で得られた知見をぜひ皆さんで共有していただいて、指導者のみならず、そのマネジメントに携わるような方も個別で集まっていたり、種目ごとで集まっていたり、全体で集まったり、あらゆる機会をちょっとこちらのほうでもコーディネートしまして、そこで地域クラブとして活動していくためには何に気をつけていくのかとか、こういったところがコツとしてあるのかだとか、そういったことのを提供して、一緒になって考えながら、この実証事業の成果を十分に生かしてまいります、そのように考えています。

◎議長（大沢秀教君） 沼議員。

◎14番（沼 靖子君） 再質疑いたします。

ありがとうございました。経過がどのように反映されていくのかが分かりました。ただ、保護者間でも混乱や不安の声がやはり今、現時点でも上がっているという背景があるものですから、今も出している地域移行ニュース、ああいったもので、こういう今、実証実験をやっていますだとか、途中経過などは共有されていかれるのでしょうか、再質疑いたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） ただいまの再質疑にお答えをします。

今、ご指摘のご案内になりましたニュースですね、たより、そのほうはもう今、9号まで発行させていただいていまして、当然、この紙面の中でも、この実証事業等の成果だとか、それ以外のこともタイムリーにお伝えしたいと思っていまして、今一生懸命取り組んでおりますので、またぜひ皆様方もご覧いただいて、いろんなことがありましたら、ご指導いただけたらありがたいなと思います。引き続きしっかりと取り組んでまいります。

◎議長（大沢秀教君） 14番 沼 靖子議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、12番 岡村千里議員。

◎12番（岡村千里君） 12番の岡村千里です。私からも第48号議案、令和7年度犬山市一般会計補正予算（第2号）から、沼議員と同じ、全員協議会資料の29から30ページということで、地域スポーツクラブ活動体制整備事業について質疑をさせていただきます。

今もお話がありましたが、この地域移行についてニュースがたくさん発行されていて、私も読まさせていただいていますけれども、非常に分かりづらいというのか、大変なことになってきたなという部分と、それから、アンケートなんかをしてみましても、やはりそれぞれのお子さんのニーズに合ったものになるのかなとかも、非常にいろいろ心配するわけですが、まず、そして各地域によってもこれ随分状況が違ってくると思います。大都市なんかでは大きい団体さんとかがいろいろあると思うのですが、犬山の場合は、そういった大きい受皿的なところがあんまりないのではないかなという認識でおりますので、そういった点で進めていただく市側も非常に苦労してみえるのではないかなと思っているところです。

そこで、まずこの国のいろいろスキームを見ましても、地域との連携、それから大学との連携とか、いろいろ書いてございますけれども、犬山市ではまずそもそものように進められてきたのでしょうか。

それからあと、できることから移行していくということで今、軟式野球と剣道とサッカーと、これだけの3つが移行していくわけですが、そういった地域の受入れの環境というのはどうなのでしょう、お示してください。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） ただいまのご質疑にお答えします。

犬山市における休日の部活動地域移行の流れについては、生徒数の減少により、ソフトボール部での活動が成立しにくくなり、令和5年9月から2校合同で休日の部活動を進めたことから始まります。

その後、令和6年10月より月に2回程度、全ての運動種目、水泳、軟式野球、剣道、卓球、サッカー、ソフトテニス、バレーボール、ソフトボール、バスケットボール、ハンドボールで、休日合同クラブとして活動を始めました。

休日合同クラブは、学校管理下にあり、部活動の位置づけになるため、部活動顧問である教員によって指導や運営がされ、運営のための保護者の費用負担はありません。一方、地域クラブはクラブに所属する指導員により指導や運営がされ、会費や保険料などの費用が必要となる見込みです。

本年度は9月より全ての休日で、休日合同クラブまたは地域クラブでの活動を進めていく予定です。また、地域の状況については、2月に実施した部活動指導員へのアンケートやスポーツ協会に所属する各競技団体へのアンケートから、種目ごとに様々な課題があることが分かってきており、地域にスムーズに受け入れていただくために、部活動指導員が所属する団体などと個別に協議を進め、環境を整えておるところです。

◎議長（大沢秀教君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） 詳しい説明ありがとうございました。

再質疑をさせていただきます。

地域クラブになると、先ほどからもお話が出ていますが、保護者の負担が金銭的にもかかってくるということですので、種目ごとにも課題があるということで理解するんですが、種目によってもやっぱりかかってくるお金というのはかなり差があるのではないかなというふうに思うことと、それから地域クラブに移行した後は、例えばけがをしたような場合は、その地域クラブで責任を持つてということになってくると思うので、もちろん保険に入ったりとか、そういったことが必要になってくると思いますけれども、かなりそうやって、今どの程度の負担になるのかなというのが非常に知りたいなというところではあるんですけど、まだまだ変動しているようですし、決まっていないということです。あとほかにも、お子さんによってはなかなか遠くて通えないだとか、そういったこと、そういった家庭によっては、参加したくてもできないようなケースが出てくるのではないかなと思いますが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） 再質疑にお答えします。

学校の活動としての部活動に対して、地域の活動である地域クラブの活動は、地域の方々によって指導、運営されていくものです。そのため、一定の負担は発生するものと考えておりますが、今の段階で、負担の大きさだとか、例えば具体的な額だとかというのは全く分からない状態であります。

一方で、部活動も地域クラブも、どちらもその参加については、ご家庭において選択していただくものであり、部活動以外の場、例えば、クラブチームのような場で様々なスポーツに取り組んでいる方々もいることを考えますと、この地域移行に対して経済的な支援を行うことはバランスを失するものと考えています。

先ほどの答弁の中で、種目ごとに個別に地域クラブ立上げの協議を行っているとお答えしましたが、そうした中で様々な選択肢を提供できるように、懸命に努めてまいります。

◎議長（大沢秀教君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） 今回はこの休日に伴う、そういった合同クラブを地域のほうに移行ということでしたけれども、今後のことについて再々質疑をさせていただきます。

国の方針では、2026年度から、休日に加えて、今、平日については学校の中でクラブをやっているんですけども、平日の学校でやっているクラブも、地域クラブに移行するというのを推進するというふうにあるんですけども、今後、犬山市はどのようにしていく予定な

のかお示してください。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） 再々質疑にお答えします。

犬山市としましては、まずは休日における地域移行を進めることに集中してまいります。

平日の部活動の地域移行につきましては、必要なときに機動的に判断、対応できるように、引き続き国の動向を注視してまいります。

◎議長（大沢秀教君） 12番 岡村千里議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、15番 久世高裕議員。

◎15番（久世高裕君） お願いします。15番、久世高裕です。議案番号が48番、議案名は、令和7年度犬山市一般会計補正予算（第2号）で伺いたいと思います。

全員協議会資料26、31ページと、議案書は12、13ページにございます。

歳出4款2項1目希少種保護、自然環境保全について伺います。ウシモツゴの保護ですけども、要旨4点にわたってお尋ねしていきたいと思います。

まず1点目です。里親企業さんが受け入れてくださるということで、この取組、大変素晴らしいなと思っています。

ただ、その費用の関係が、企業との関係があるということで、どういうふうにその取決めというか、いろんな費用がかかってくると思うんですが、企業の負担はどこ、市の負担はどこという点について、何か取決めとか、その分類があれば、お答えいただければと思います。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

小池経済環境部長。

◎経済環境部長（小池信和君） ご質疑にお答えいたします。

まず、今回、交流会ですとか講演会というのを行之まして、そちらについてですが、まず講師謝礼ですとか、看板設置費用、あと参加者の方の駐車場代といった部分については、市負担として今回補正予算を計上させていただいております。

この交流ですとか、講演会参加者の施設入場料、場所がリトルワールドになりますので、施設入場料ですとか、講演会で使用するホール、こちらの通常貸出しはしてないんですけど、特別に貸していただけるということで、こちらはリトルワールドさんのご厚意により無料としていただいております。

放流後の飼育に係る費用についてですが、ウシモツゴというのは、池の中の水槽、水草ですとかプランクトン、虫などを餌とするため、里帰り後、放流後の飼育というのは基本的に放流して見守っていただくというようなスタイルで話し合っております。ですので、特段の費用は発生しないと考えております。

万が一発生した場合というのは、事前のこの話合いの中で、里親企業でお願いするということにはなっておりますが、基本的には自然由来のもので、生息していけるのかなというふうに考えております。

一方、市の支出としましては、現地に看板設置するなどで、特段そうした費用負担という

のは予定しておりませんでして、なるべく企業さんにも負荷をかけないように見守っていただきながら、域外保全というのを進めていくというふうに考えております。

今後、こういったことについては、書面でこういった場合は、どちらか請け負ってみたいな、費用負担以外にもいろいろ取決めしていくことはあるかと思っておりますので、そういったところは書面にて取り交わしていく予定でございます。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 一応再質疑でちょっと確認したいと思うんですが、この講演会に関しては、会場の費用は無料で、ご厚意でやっていただけるということで、大変ありがたいお話なんですけど、この項目にある会場等借り上げ料というのは、環境フェアの会場のことになるのでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

小池経済環境部長。

◎経済環境部長（小池信和君） 再質疑にお答えいたします。

借り上げ料は、先ほど触れました参加者の方の駐車場代、あと園内をかなり長い距離を移動しますので、園内バスを乗っていただく、そちらを借り上げ料という形で計上させていただきました。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 了解です。

2つ目の要旨の質疑です。ここの全員協議会資料には書いてないんですけど、もともと環境審議会のほうでも議題として上がっていた案件でして、そっちの資料を見ますと、もともと生息していた。それが絶滅の危機に瀕してしまった。教授の下で保護をさせていただいたというのがまず一つと、もう一つのほうでは、日本モンキーセンターのほうでも経過保全をさせていただいたということで、こちらは日本モンキーセンターだったら市内なのかなと思ってたんで、ただ、域外保全で書いてあるんですね。だから、域外、域内、どういう区別かもちょっとよく分からないところもあるんですけど、日本モンキーセンターでも保全をやっていたということで、そちらの状況はどうなっているのか。今回、里帰りということで計上されてるんですけど、あれ、もともといるんじゃないのという疑問です。お願いします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

小池経済環境部長。

◎経済環境部長（小池信和君） 久世議員のご質疑にお答えいたします。

モンキーセンターは今ご案内いただいたとおり、平成16年から協力いただいております、現在も継続中でございます。現地確認も昨年度も行いまして、個体もまだちょっと元気ないのがありますけど、何とか頑張っているというふうには確認しております。

もともとの本来の野生、池の中にいたウシモツゴは絶滅の危機に瀕していて、これをどうにかしなければいけないということで、当時、非常に皆さん熱心に考えていただいて、東海大学で受け入れていただく。そのほか、名のり上げていただいた、調整がついたのがモンキ

一センターだったというふうに聞いておまして、それも一つのため池からの外に出るということで、域外保全というふうに捉えております。里帰りというのは、東海大学にある、東海大学は大規模に飼育していただいておりますので、東海大学から戻ってくるぞということで、里帰りという表現を使わせていただきました。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） この後ちょっとクラウドファンディングとか、そういう話をしようかなと思ってらんで、やっぱり前提をしっかりと、うそつてはいけないもんですから、そういうお金集めをすると。だからしっかりそこは確認しておきたいということだったんですけど、今回の里帰りというのは、域外保全ではないわけですか、そうなる。

域外保全になるのかな、今の定義だと。もともと生息していた池に返すわけではなくて、違う場所に行くんで、域外の域というのはどこまでの範囲なんだろうと思うんですけど、そのもともといたため池ではない場所に里帰りをするということになるのでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

小池経済環境部長。

◎経済環境部長（小池信和君） 久世議員の再質疑にお答えいたします。

そうですね、今回里帰りして、本来の池に戻るのであれば、これはもう野生の復帰ということになると思いますが、残念ながらそれがかなわない状況ですので、東海大学、神奈川のほうから戻ってくるのも、まだ依然として域外保全という解釈でいいと思います。

ですので、まだまだ完全な野生復帰ができていないと。1つずつステップを踏んでいって最終的な野生復帰は、かなり厳しい、難しいとは聞いておりますが、それに向けて一つ一つ階段を上がっていくというような考え方ですので、こちらも依然として域外保全ということだと認識しております。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 了解しました。

要旨3の質疑です。もともとこういう希少種の保全で、もともと僕の感覚では犬山市は非常に一生懸命やっていたんですよね。エコアップリーダーさんとかの協力も募って大変熱心にやっていたけど、フリースピーチで山岡さんという方がご指摘があったように、ちょっとそれが一旦途切れてしまったんじゃないかというご指摘があって、またこうやって積極的にやっていただけるのは非常にいいことだと思っています。

その意義としては、この希少種の保護をすることで、例えば新薬の開発とか、あとはバイオの素材とか、あとは高機能食品の開発というのは、こういう遺伝子から発見されていくんで、この保護から研究をして、その人間にとって非常にいいものにつながっていくと、産業の振興にもなる。

この地元にとっては、ウシモツゴがまた戻ってこれるような環境で作っている米はめちゃくちゃおいしいですよとかいう産業振興とか観光振興になるんで、僕はこれは非常に重要視している事業なんです。

だから、大変いいことだなと思ってるんですけども、ただやっぱりこれからお金もかかっていくし、専門家の方々の協力も必要になるし、愛知県の全体で、もともとこういうことは積極的にやっていたはずだったんですね。

今回ちょっとそういう部分のあまり記述がなかったんで、ここで質疑をさせていただきたいんですが、もともと、過去の議会の答弁でも、尾張北部生態系ネットワーク協議会というところ、県が中心となって取りまとめている。愛知県で幾つか地域ごとに分かれて、その協議会をつくっていて、もともとそういうところでいろいろ協議をやっていたはずです。答弁によると、このウシモツゴに関しても、あいち森と緑づくり税を活用して、生息できる環境づくりが進められているという答弁があったので、それは今どうなっているのか。

今、非常に難しい難しいという答弁があったんですけど、それはどういうことをこの協議会の中で、しかも森と緑づくり税を活用してやっていたのかということと、今回の事業には、その協議会のほうは関与はどうなっているのかについてお願いします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

小池経済環境部長。

◎経済環境部長（小池信和君） 久世議員のご質疑にお答えいたします。

今、尾張北部生態系ネットワークをご紹介いただきましたが、こちらについては、生態系ネットワークの形成を推進するとともに、地域内で活動する団体をつなげ、ネットワークですから、つなげ、新しい公共の仕組み、構築により、生物多様性の確保に寄与することを目的とする団体だということです。

構成が民間団体ですとか、大学、企業のほか、瀬戸市、春日井市、小牧市、そして犬山市も加入していると、そういう団体でございます。

ご指摘のとおり、平成30年度の答弁にもありましたが、この協議会でその前年、平成29年度に、ウシモツゴをはじめとする希少種の生息環境整備や、生物多様性保全を目的として、ため池の環境調査や水辺の環境整備を実施されたというところで確認しております。

現在も、もちろんこの組織はございまして、その後も様々な活動は行われておるのですが、現在は協議会の各会員による環境保全の取組に関する情報共有とか意見交換ですね、あと会員、いろんな団体がいらっしゃいますので、その取組を支援するといった、私の理解だと、プラットフォーム的な、まさに文字どおりネットワークをしていくような、ネットワーク化していくような取組を主として行われているのかなということもありまして、現状では、協議会独自の取組として、このウシモツゴに特化した事業というのはあまり見られてなくて、放流できる状況にはつながっていないというのが現状かなと認識しております。

申し訳ございません、答弁漏れがございました。

というところで、今回のこのプロジェクトですが、先ほども出ました東海大学の教授の方ですとか、犬山で活動する研究者の方の支援を受けて、実施しておりますので、本事業に関与があるかというところですが、特段の関与はないというところでございます。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） ちょっと再質疑したいと思います。

非常に寂しいなと思うんですけど、やっぱり森と緑づくり税も導入するときも、この議会でも元を取らないかんという議論があったり、やっぱりその税金を頂く以上は、どういう使途で使われているかということをしつかり説明しなきゃいけないんで、もし本当に使ってたんでしょけども、使ってたんであれば、その成果もここで環境フェアや講演会の展示の中でお示ししないといけないと思うんですね。

だから、この協議会がちょっと関与していないというのは、ちょっとよくないなと思うんで、ぜひ呼びかけというか、犬山市が主体になって巻き込んでいくような形を取るのがいいのかなと思うんですが、お金の面でちょっと再質疑なんですけども、森と緑づくり税を今回使っていないわけですね。環境保全基金とあったんで、これ多分わん丸リサイクル小屋とかの寄附をいただいてやっている基金だと思うんです。だから、今回、森林環境譲与税のその基金でもないわけで、だから、そういう財源の面で、何かほかになかったのかな。

ため池の生息環境の整備をしていくのであれば、そういう財源の活用というのもこれから考えるべきだと思うし、あと、以前議会で提案というか紹介したことがあったんですが、碧南市の海浜水族館というところで、県内の水族館では珍しくというか、希少生物の保護をやっている珍しい水族館であるというところで、クラウドファンディングで100万円しっかり達成して集められていらっしゃるので、こういうことはPRという意味でもそういう活用できると思うんで、ちょっと財源の面で何か工夫ができないかなと思うんですが、その検討状況は今回いかがだったんでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

小池経済環境部長。

◎経済環境部長（小池信和君） 久世議員の再質疑にお答えいたします。

今回は、今ご紹介いただいたとおり、私どもの環境保全基金というところから拠出をさせていただきます。この基金も寄附をいただいたりとか、あとリサイクル小屋での収益とか非常に貴重な、何て言うんでしょうか、熱い思いをいただいているというそういったもののなので、使途は本当にしっかり使っていかなければいけないですし、基金の残高もそんなに潤沢ではありませんので、今おっしゃるとおり、財源という面ではやっぱりいろいろ工夫をしていく必要があるなと思っております。

今回、交流会と講演会で22万5,000円という金額を計上しておりまして、決して少ないわけですが、今後さらに事業を推進していくとか、今言っていたようないろんな団体とか組織とか、興味のある市民の方を巻き込んでいくということになると、やはり規模も大きくなっていく状況も後々出てきますし、そうした面で財源の獲得というのは非常に重要だなと考えております。

ですので、今の時点ではどうしても基金だより、環境保全基金だよりというのが正直なところでございますが、今お話しいただいたような、例えばクラウドファンディングですとか、そういったような取組というのも、これから視野に入れていく必要があるかなと考えております。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） ありがとうございます。

要旨4の質疑です。今後の保護の在り方として、環境審議会の議事録を見ますと、以前どうもあったようですが、魚類の専門家等を交えて、希少淡水魚の保護対策会議というものを発言された委員さんが昔、ご提言されて立ち上がった。ただその後、2～3回、会議が開催されて、今後はNPOに委託をするからということで、それが途切れてしまった。

ただ、やっぱり専門家の方も交えて、識見を蓄積していくというところでは、こういう会議をまた開くことが必要じゃないかというご提言があったので、この意見については事務局の主張も今後の検討材料というような、ぜひ検討させてくださいというような回答が議事録の中で見られたので、それについて今どういうお考えでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

小池経済環境部長。

◎経済環境部長（小池信和君） 久世議員のご質疑にお答えいたします。

環境審議会での委員の方のご発言で、私も現場では会議に出ておりませんが、議事録を読ませていただきまして、かつての熱心な活動状況を踏まえたご提案だったなと認識いたしました。

今、その本体と言いますか、犬山市環境審議会というのはもちろんありまして、貴重なご意見をいただいておりますが、今、お話しいただいた部会としての保護対策会議というのがかつてありましたが、今はございません。復活させてはというご提案ですが、これは非常に深い課題と思いますし、ご質疑としても非常に深いなと改めて感じます。つくるのは簡単なんですけど、そもそもなぜ設置するのかとか、役割をどうそこに持たせていくのかとか、何をしていくのかとか、その辺をちょっと整理していく必要があるんだなというのを改めて感じております。

まず、今回の里帰りについては、大学だとか専門家の方に相談して助言をしていただいて、1つずつ進めることができました。今後の野生復帰や保護の在り方も、市の判断というのは専門的知見がありませんので、今申し上げたような専門家の方に引き続き助言などをいただきながら、慎重に進めていくものと考えております。

となりますと、この里帰りのプロジェクトというのは、今のところ先にご提案ありました対策会議を設けず、このプロジェクトについては、今後もこの形で事業推進するということも方針としてはあるのかなというふうの一つ思います。

ですが、今後、このプロジェクト、先ほどどんどんいろんな人を巻き込んでいくとか、そういったような成長していく事業になっていくと、非常に趣旨として私もすごくいいと思います。さっき言っていたような産業への貢献だとか、特に犬山のブランディングという意味で、非常にこれはほかの町にはない特徴ですので、非常に期待をしております。ですので、今後、事業が拡充したり、いよいよ野生復帰のフェーズとなったり、また、希少種保護の新たな取組の提案や実施、そういったようなものが起こったり、さらに、こういった環境に非常に熱心な方もたくさんいらっしゃいますので、そういった方が多くが参画いただくことになったりしたときに、そこで今、教えを請うているというか、東海大学の先生とか犬山をフィールドにされている研究者の方には本当に貴重な意見いただいておりますので、引

き続きそういった先生方にもお話をいただきながら、複数の方の意見とか知見をいただいて、課題を深掘りして議論をする必要が生じたときには、この保護対策会議の部会として設置していく、そういうふうに進んでいくのかなと考えております。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 15番 久世高裕議員の通告による質疑は終わりました。

以上で、通告による質疑は終わりました。

続いて、第2類について他に質疑はございませんか。

〔「なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 質疑なしと認めます。

よって、第2類、第48号議案及び第49号議案並びに報告第1号から報告第6号までに対する質疑を終わります。

これをもって、全議案に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案を、配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

令和7年6月定例議会常任委員会

付 託 議 案 一 覧 表

《総務委員会》

第1委員会室

議 案 番 号	件 名
第42号議案	犬山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
第47号議案	犬山市土地開発公社定款の変更について
第48号議案	令和7年度犬山市一般会計補正予算（第2号） 第1条の第1表 歳入歳出予算補正中 歳 入 総務委員会の所管に属する歳入 歳 出 2款 総務費 6款 商工費（2項観光費） 8款 消防費
諮問第1号	人権擁護委員の推薦について

《民生文教委員会》

第2委員会室

議 案 番 号	件 名
第40号議案	犬山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び犬山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第43号議案	工事請負契約の締結について（羽黒中央公園多目的スポーツ広場人工芝張替工事（完全週休2日制））

第48号議案	令和7年度犬山市一般会計補正予算（第2号） 第1条の第1表 歳入歳出予算補正中 歳 入 民生文教委員会の所管に属する歳入 歳 出 3款 民生費 4款 衛生費（1項保健衛生費） 9款 教育費
第49号議案	令和7年度犬山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

《建設経済委員会》

第3委員会室

議案番号	件名
第41号議案	犬山市水道布設工事に係る監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正について
第45号議案	調停の申立てについて
第46号議案	市道路線の認定について
第48号議案	令和7年度犬山市一般会計補正予算（第2号） 第1条の第1表 歳入歳出予算補正中 歳 入 建設経済委員会の所管に属する歳入 歳 出 4款 衛生費（2項環境費） 5款 農林業費 6款 商工費（1項商工費） 7款 土木費

◎議長（大沢秀教君） お諮りいたします。議案に対する質疑は全て終了いたしましたので、明日13日に予定しておりました議案質疑の2日目は休会としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認め、明日13日は休会といたします。

また、来週16日から22日までは、全員協議会及び部門委員会開催のため休会とし、23日午前10時から本会議を再開いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時23分 散会